

# 大和市委託業務検査評定要領

(目的)

第1条 この要領は、請負工事に係る委託業務について、大和市請負工事等検査規程（平成19年大和市訓令第25号。以下「規程」という。）第15条第3項に規定する検査評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象となる委託業務（以下「業務」という。）は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 測量、地質調査
- (2) 設計
- (3) 工事監理

2 評定は、原則として契約金額が大和市契約規則（昭和55年規則第38号。以下「規則」という。）第28条第1号に規定する額を超える請負工事に係る業務について行う。

(評定者)

第3条 委託業務検査の評定者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 規則第58条に規定する監督職員等（以下「監督員」という。）
- (2) 当該業務を主管する係長または主幹（以下「担当主幹等」という。）
- (3) 規則第59条に規定する検査職員（以下「検査員」という。）

(評定の方法)

第4条 評定は、完成検査を実施した場合に行う。

2 評定者は、別に定める大和市委託業務検査評定採点基準により、監督又は検査において確認した事項に基づき、的確かつ公正に評定を行う。

3 評定の結果は、委託業務検査採点表（以下「採点表」という。）に記録する。

4 手直し検査が行われたときは、再び評定は実施しない。

(評定の様式)

第5条 評定は、次の各号に掲げる業務の採点表による。

- (1) 測量及び地質調査は、工事主管課用、委託業務検査採点表〔測量・地質調査〕（第1号様式）及び、検査員用、委託業務検査採点表〔測量・地質調査〕（第4号様式）により行うものとする。

(2) 設計は、工事主管課用、委託業務検査採点表〔設計〕（第2号様式）及び、検査員用、委託業務検査採点表〔設計〕（第5号様式）により行うものとする。

(3) 工事監理は、工事主管課用、委託業務検査採点表〔工事監理〕（第3号様式）及び、検査員用、委託業務検査採点表〔工事監理〕（第6号様式）により行うものとする。

（評定結果の報告等）

第6条 監督員及び担当主幹等は、業務完了後に評定を行い、採点表を業務主管の課長の決裁後、規程第10条第1項に規定する検査依頼書とともに検査主管の課長に提出する。

2 検査員は、検査後に評定を行い、当該業務の評定点（採点表の評定点合計。以下「評定点」という。）を算出したうえ、検査報告書（以下「報告書」という。）に採点表を付して評定結果を検査主管の課長に報告する。

3 検査主管の課長は、請負工事等検査証に採点表の写しを付して評定結果を業務主管の課長に通知する。

（評定点の受注者への通知）

第7条 前条第2項による評定結果の報告等を受けた検査主管の課長は、業務成績評定通知書（以下「通知書」という。）により評定点を遅滞なく受注者に通知する。

（評定点の修正）

第8条 検査主管の課長は、前条の通知をした後、当該評定点を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 検査主管の課長は、前項の修正を行ったときは、その結果を遅滞なく受注者に通知するものとする。

（説明請求）

第9条 受注者は、第7条又は前条第2項による通知を受理した日から14日以内に、書面により検査主管の課長に対して評定点について説明を求めることができる。

（説明請求の提出先）

第10条 前条に規定する説明を求める書面の提出先は検査主管の課長とする。

（説明請求に対する回答）

第11条 検査主管の課長は、請求者から評定点についての説明を求められた場合、速やかに業務検査評定に係る説明書（回答）（以下「回答書」という。）により回答するものとする。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月2日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年9月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この訓令は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。